

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年4月3日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0116号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質 問 事 項	
<p>1. 当該工事は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(土木部)」に則って、執行されるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 資材単価の高騰について、今般、国際情勢の影響による原油価格の高騰を受けて、関連資材の価格値上げの情報を得ております。このような資材価格高騰は、建設業法第20の2の天災その他不可抗力により生じる価格高騰に該当し協議の対象となりますでしょうか。また、工期途中であってもさらなる価格上昇が生じた場合には都度、協議いただくことは可能でしょうか。ご教授願います。</p> <p>3. 上記に関連し、価格高騰にとどまらず主要資材の調達困難となる場合においては、受注者の責に帰することができない事由による工事一時中止の判断、および中止に伴う増加費用の協議が、工事一時中止に係るガイドラインに則り適切に執行されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 特記仕様書 P2 の 9 に記載のとおり「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」に基づき実施します。</p> <p>2. 建設業法第二十条の二に記載の「国土交通省令で定める事象」は、「1 地盤沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象」「2 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象」に限定されており、ご質問の「資材価格高騰」は該当しないため、福島県工事請負契約第26条に基づき協議の対象とします。</p> <p>3. 特記仕様書 P2 の 9 に記載のとおり「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」に基づき実施します。</p>	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。